第二・九条　修理及び変更の後に再輸入される産品

1　一方の締約国は、自国の関税領域から他方の締約国の関税領域に修理又は変更のために一時輸出された後に自国の関税領域に再輸入される産品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならない（当該修理又は変更を自国の関税領域において行うことが可能であったかどうかを問わない。）。ただし、当該産品が、一方の締約国の法令に定める期間内に一方の締約国の関税領域に再輸入されることを条件とする。

2　1の規定は、締約国の関税領域において輸入税を納付することなく税関管理の下にあった産品であって、修理又は変更のために輸出され、かつ、輸入税を納付することなく税関管理の下にある関税領域に再輸入される産品でないものについては、適用しない。

3　一方の締約国は、修理又は変更のために他方の締約国の関税領域から一時輸入される産品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならない。ただし、当該産品が、輸入締約国の法令に定める期間内に輸入締約国の関税領域から再輸出されることを条件とする。

4　この条の規定の適用上、「修理」又は「変更」とは、産品の本来の機能の回復を伴う形で操作上の欠陥を是正し、若しくは物的損害を回復するため又は産品の使用のための技術的要件を満たすことを確保するために産品に対して行われる作業又は工程をいう。産品の修理又は変更には、当該産品の回復及び維持（当該産品の価値の増加をもたらすかどうかを問わない。）を含むが、次の作業又は工程を含まない。

(a)　産品の本質的な性質を失わせ、又は新たな若しくは商業的に異なる産品を作ること。

(b)　未完成品を完成品にすること。

(c)　産品の機能を変更すること。

第二・十条　産品の一時輸入

各締約国は、次の産品について、自国の法令に従って自国の関税領域への一時免税輸入を認める。ただし、当該産品がいかなる変更（当該産品を使用することによる通常の価値の低下を除く。）も加えられず、かつ、各締約国が定める期間内に輸出されることを条件とする。

(a)　展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され、又は使用される産品

(b)　職業用具（報道用具又はラジオ放送用具若しくはテレビジョン放送用具、映画用の用具並びにこれらの用具の補助機器及び附属品を含む。）

(c)　商品見本並びに広告用のフィルム及び記録物

(d)　国際運輸において産品の輸送に用いられており、又は用いられるためのコンテナー及びパレット並びにこれらの附属品及び備品

(e)　船員の厚生用の産品

(f)　専ら科学的な目的のために輸入される産品

(g)　国際的なスポーツの競技会、実演又は訓練のために輸入される産品

(h)　一時的に訪問する旅行者が所有する身回品

(i)　観光旅行宣伝用の資料

第二・十一条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・十二条　輸出税

一方の締約国は、自国から他方の締約国に輸出される産品に課される租税、手数料その他あらゆる種類の課徴金又は他方の締約国に輸出される産品についての内国税その他課徴金（国内消費に向けられる同種の産品に課される内国税その他課徴金の額を超えるもの）を採用し、又は維持してはならない。この条の規定の適用上、手数料その他あらゆる種類の課徴金には、第二・十六条の規定に従って課される手数料その他課徴金であって、提供された役務の費用の概算額を限度とするものを含まない。

第二・十三条　現状維持

1　一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、他方の締約国の原産品について、附属書二―Ａの規定に従って適用される税率より関税を引き上げてはならない。

2　締約国は、関税の一方的な引下げの後のそれぞれの年について、附属書二―Ａ第二編第Ｂ節の英国の表及び同附属書第三編第Ｄ節の日本国の表に定める水準を上限として、関税を引き上げることができる。

第二・十四条　輸出競争

1　この条の規定の適用上、「輸出補助金」とは、農業協定第一条(e)に規定する補助金及び補助金及び相殺措置に関する協定附属書一に掲げる他の補助金（農業協定附属書一に掲げる農産品について適用することができるもの）をいう。

2　両締約国は、二千十五年十二月十九日のＷＴＯの輸出競争に関する閣僚決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（一五）／四五及び文書番号ＷＴ／Ｌ／九八〇）において表明された約束であって、輸出補助金及びこれと同等の効果を有する輸出措置に関し当該閣僚決定に規定するところにより最大限の抑制を行うものを確認する。

第二・十五条　輸入及び輸出の制限

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく場合を除くほか、他方の締約国の産品の輸入についての関税以外の禁止若しくは制限又は他方の締約国の関税領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売についての関税以外の禁止若しくは制限を採用し、又は維持してはならない。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一条2又は第二十条の規定に基づき、附属書二―Ｂに掲げる産品の輸出又は輸出のための販売について禁止又は制限を採用する意図を有する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払いつつ、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b)　可能な限り当該禁止若しくは制限の導入の前に、かつ、実行可能な限り早期に、又はそれが不可能なときはその導入の日の後十五日以内に、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限について書面により通報すること。その書面による通報には、対象となる産品及び導入される当該禁止又は制限（その性質、理由並びに導入の期日及び予定適用期間を含む。）の説明を含める。

(c)　他方の締約国の要請があったときは、当該禁止又は制限に関連するいかなる事項についても協議のための適当な機会を他方の締約国に与えること。

第二・十六条　輸入及び輸出に関する手数料及び手続

1　各締約国は、千九百九十四年のガット第八条の規定に従い、自国が輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課する全ての手数料及び課徴金（その性質のいかんを問わず、かつ、関税、輸出税及び千九百九十四年のガット第三条の規定に従って課される税を除く。）が、提供された役務の費用（従価により算定されないものとする。）の概算額を限度とし、かつ、国内産品の間接的な保護又は輸入に対する財政上の目的のための課税とならないことを確保する。

2　締約国は、領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。この2の規定の適用上、「領事手続」とは、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であって輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）の取得に当たって輸出締約国に所在する輸入締約国の領事が要求する手続をいう。

第二・十七条　輸入許可手続及び輸出許可手続

1　両締約国は、輸入許可手続に関する協定に基づく現行の権利及び義務を確認する。

2　各締約国は、輸入許可手続に関する協定第一条1から9まで及び第三条の規定に従って、輸出許可手続を採用し、又は維持する。締約国は、輸入許可手続に関する協定第二条の規定に従って、輸出許可手続を採用し、又は維持することができる。このため、輸入許可手続に関する協定のこれら